

ふるさと明日香村応援寄附金「返礼品」取扱要領

平成28年 4月 1日 制定

平成29年 3月16日 改正

平成30年10月30日 改正

1 目的

ふるさと納税制度の推進を通じ本村の知名度向上と地場産業の活性化に寄与することを目的として、本村への寄附者に対し贈呈するお礼の品（以下「返礼品」という）の取扱を定める。

2 協力事業者の要件

下記の要件に全て適合していることが条件となる。

- (1) 村内に事業所（本社、支社、工場等）がある企業、団体、個人事業者であること。
 - (2) 代表者及び従業員等は、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団等の構成員等でない者であること。
 - (3) 村税等の滞納がないこと。
 - (4) 個人情報を取り扱う場合、十分に留意すること。
 - (5) 上記条件のほか、村長が特に認めた場合はこの限りでない。
- ※ただし、上記の要件に適合した場合であっても、村が適当でないと認めた場合は、参加できない場合がある。

3 返礼品

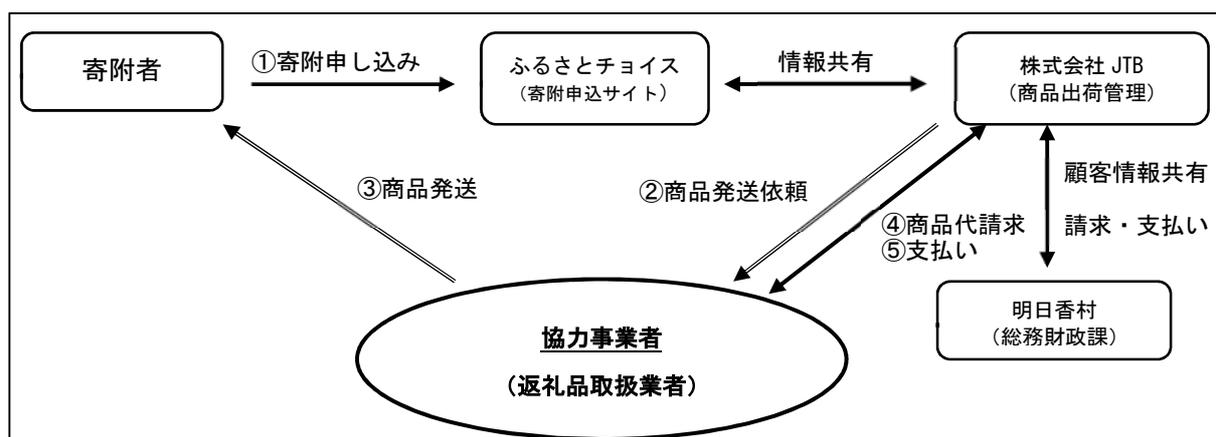
次の条件を満たしている商品等を取り扱う。

- (1) 明日香村の魅力を「感じていただけるもの」ひいては明日香村のPRや地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (2) 明日香村内で生産・製造・加工のいずれかが行われているもの、村内の原材料を使用しているもの、もしくは、サービスが村内で提供されているもののいずれかに該当していること。
- (3) 返礼品は、受注後（季節商材を除き）速やかに発送できるものとする。なお、飲食物については、到着後5日間以上の賞味期限が保証されるものとする。
- (4) 商品は、「単品」、「詰合せ」どちらでも可とする。
- (5) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。
(ただし、季節商材等、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱可とする。)
- (6) 商品情報の開示が可能であること。
- (7) 上記条件のほか、本村に関連する商品で村長が認めた場合はこの限りではない。

4 協力事業者におけるメリット

- (1) 村のふるさと納税ページにお礼の品の画像、商品名、企業名等を掲載する。
- (2) 村が作成するふるさと納税パンフレット等に商品及び企業名を掲載する。
- (3) 返礼品発送時に、自社のパンフレットを同封することで商品の販売促進及びPRが可能である。

5 事業イメージ



6 取りまとめ事業者

効果的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客、配送に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、以下の業者を取りまとめ事業者として指定する。

株式会社 J T B

〒541-0054

大阪府大阪市中央区南本町2-6-12 サンマリオンNBFタワー11階

〒630-8115

奈良県奈良市大宮町3-4-29 大宮西田ビル7階

7 申込み期間

随時

8 申込み方法

「ふるさと明日香村応援寄附金協力事業者申込書」(別紙様式)に必要事項を記入の上、取りまとめ事業者へ提供する「事業者リスト」「商品登録リスト」「返礼品の画像データ」及び必要に応じて「返礼品に同封するパンフレット」等を添付して明日香村役場 総務財政課へ提出してください。

9 その他

(1) 返礼品発送のために、寄附者または返礼品の受取人の住所等を提供します。関係法令を遵守し、個人情報 は 厳重に取扱うとともに、返礼品発送のためだけに利用し、第三者へ提供する等返礼品発送以外に利用することはできません。協力事業者でなくなった後においても、同様とします。ただし、返礼品に同封した自社パンフレットにより、改めて寄附者から事業者への商品購入申込み等で知り得た個人情報は対象としません。

(2) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者へ報告するものとします。

(3) 協力事業者は、商品に関して寄附者から苦情があった場合は、取りまとめ事業者へ相談するとともに、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ事業者へ報告するものとします。

【提出先及び問い合わせ先】

〒634-0111

奈良県高市郡明日香村大字岡55番地 明日香村役場 総務財政課

TEL : 0744-54-2001 FAX : 0744-54-2440